

令和元年 5 月 20 日
遺伝子組換え食品等専門調査会

ゲノム編集技術応用食品の安全性評価における留意事項

ゲノム編集技術応用食品のうち、遺伝子組換え食品と同様と判断され、食品健康影響評価が依頼された場合の考え方は以下のとおりとする。

- ゲノム編集技術応用食品の安全性は、遺伝子組換え食品と同様に、技術（過程）の評価ではなく最終的に作製された食品の評価で判断する。
- 遺伝子組換え食品の安全性評価基準に基づいて評価することを基本とする（ゲノム編集技術に着目して追加等の事項はなし）。
- 遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準の「第 6 組換え体に関する事項」では、遺伝子の挿入によって宿主の遺伝子配列の変化が生じる可能性がないことを可能な限り明らかにすることを求めており、本項目に基づく提出資料により、ゲノム編集の結果、標的以外の外来遺伝子の残存がないことやオフターゲットと言われる遺伝子配列の変化についても一定の確認ができると考える。なお、安全性評価にあたり、提出資料がこれらの確認に足るものでない場合は、追加資料を求めることがある。
- ゲノム編集技術を応用した植物については、遺伝子組換え植物と同様、「遺伝子組換え植物の安全性評価における系統の考え方について」（平成 30 年 4 月 23 日遺伝子組換え食品等専門調査会決定）の考え方へ従う。